

京商はんなり共済(グループ保険生命共済)制度

安心を築く優れた内容

① お手頃な掛金で充実した保障

この制度は、京都商工会議所が会員事業所の発展を願い、スケールメリットを活かしたお手頃な掛金で推進している福祉事業のひとつです。
京都商工会議所の会員事業所の事業主およびそこで働く役員・従業員の皆さまの生活を保障し、勤労意欲を高め、ひいては経営の安定を図ることを目的とした制度です。

② 一年365日・24時間を保障

病気死亡・災害死亡はもとより、不慮の事故による入院および身体の障害も、日曜・祝日を含め、一年365日・24時間保障します。

③ 配当金で実質負担軽減

年 度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
掛金に対する 配当金の還元率	約 40.5%	約 35.5%	約 40.5%	約 42.0%	約 37.5%

- ・ 当制度の過去5年間の配当実績は上記の通りとなっています。当金のご加入者数、加入率、支払保険金・給付金額の多少、引受保険会社の決算等により変動しますので、将来のお支払をお約束するものではありません。
- ・ 配当金は満期もしくは更新を迎えた加入者に還元されます。

④ 加入手続きは簡単

健康で正常に勤務されていれば、簡単な手続き（告知だけで医師の診査は不要）で、毎月ご加入いただけます。

⑤ 掛金の負担者は、会社負担・個人負担どちらでも可能

申込は法人・個人事業主となり、掛金の引落しは申込者の口座からとなります。

⑥ 税法上の特典あり

■掛金の税務取扱い

○保険料会社負担の場合

法人事業所の場合

法人が役員・従業員のために負担した掛金（全員加入の場合）は全額損金に算入でき、その掛金は役員・従業員の所得税の対象となりません。

個人事業所の場合

個人事業主が従業員（家族従業員を除く）のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象となりません。

○保険料個人負担の場合

個人事業主および従業員が自身のために負担した掛金は、配当金、制度運営費および災害保障特約分の保険料を差し引いた金額が一般生命保険料控除の対象となります。

■保険金・給付金の税務取扱い

- 死亡保険金・災害保険金は保険金受取人が本人の法定相続人のとき「500万円×法定相続人数」まで非課税です。
- 被保険者が受取る高度障害保険金・障害給付金・入院給付金は非課税です。

⑦ 自由設計対応

毎年、保障額を（設定範囲内で）自由に変更できます。

ご契約に際してのご案内

加入資格

申込日現在、健康で正常に就業（勤務）されている京都商工会議所会員事業所（特定商工業者を含む）の事業主およびその役員・従業員で、2018年6月1日現在満15歳以上65歳6カ月以下の方。

- ※ ご加入（増口）の際、保険加入の同意確認のため、被保険者個々の記名・押印が必要です。
- ※ ご加入後に加入資格を失われた場合は継続できませんので、すみやかに脱退手続きをお取りください。（例）・会員事業所が京都商工会議所を退会された場合 ・加入者が会員事業所を退職された場合
- ※ 本契約の諸手続きに際して、被保険者資格を確認するため、加入事業所から被保険者に対する報酬、賃金等の支払いを証明する書類等の提出をお願いする場合があります。

加入口数

- 15歳～60歳： 1口～15口・20口 加入口数は1人につき20口が限度です。
 - 61歳～65歳： 1口～8口 加入口数は1人につき8口が限度です。
 - 66歳～70歳： 1口～8口（継続加入の方のみ）
- （注1）60歳まで9口以上既加入の方については、61歳の更新日に最高加入口数8口に自動減口させていただきます、更新時70歳以下まで継続加入できます。
- （注2）66歳以上の方の新規ご加入および増口はお取り扱いしておりません。

告知について

- 申込時の告知は被保険者本人が行ってください。
- 加入後発病された方は更新の際、前年度加入口数内であれば無条件で継続加入できます。

保険期間

保険期間は責任開始期（加入日）から2019年5月31日までで、脱退等のお申出がない限り、以降毎年6月1日に更新いたします。尚、更新時71歳になれば本制度から自動的に脱退となります。

お申込の締切日と責任開始期（加入日）

第47回（2018年度）は、2018年2月11日よりお申込の受付を開始しております。

- 2月11日から4月10日までにお申込のあった分については6月1日から効力（責任開始期）が発生します。
- 以降は毎月10日にお申込を締切ります。（10日が土日・祝日の場合、前日締切りとなります。）
- 毎月10日までにお申込のあった分については翌々月1日から効力（責任開始期）が発生します。

掛金について

[初回掛金のお払込み]

- 初回掛金は責任開始期（加入日）の前月18日にご指定の預金口座より振替させていただきます。ただし、18日が土日・祝日の場合、翌営業日に振替となります。万一、口座振替が不能となった場合には、契約は不成立となり、改めてお申込まないでください。

[2回目以降のお払込み]

- 初回掛金の振替月の翌々月から、毎月18日にご指定の預金口座より振替させていただきます。（初回掛金振替月の翌月の振替はありません）
- 2回目以降の掛金が口座振替不能となった場合には、翌月に2ヶ月分の振替をさせていただきます。

保険金等の請求について

- ご加入者に万一の事があつたり、不慮の事故で傷害を受けたとき、または入院したときは京都商工会議所共済制度事務室へご連絡下さい。給付金の請求に必要な書類をお送りいたします。
- 「保険金・給付金」の受取人が法人（または事業主）の場合、「保険金・給付金」の請求に際して死亡の場合は被保険者の遺族、高度障害および障害、入院の場合は被保険者の了知が必要です。（了知は、「保険金・給付金請求書」への記名・押印により行います。）

脱退手続き

ご加入されている方で、この制度から脱退される場合は、その都度所定の脱退申出書にて京都商工会議所共済制度事務室へご連絡下さい。（毎月20日までに当所へ着信したのものについては、翌月から口座振替が停止されます。）

※脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

保障内容

保障内容 ／ 加入口数	病気等による場合	不慮の事故による場合			
	死亡・高度障害 保険金	災害保険金 プラス 死亡保険金	傷害給付金(第1級) プラス 高度障害保険金	障害給付金 (第2級～第6級)	入院給付金 (1日当り)
	保険期間中に死亡したとき、または、責任開始期以降の傷害または疾病を直接の原因として保険期間中に高度障害状態となったとき	保険期間中に責任開始期以降に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡したとき、または責任開始期以降に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡したとき	保険期間中に責任開始期以降に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に第1級の障害状態に該当したとき	保険期間中に責任開始期以降に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に第2級～第6級の障害状態に該当したとき	保険期間中に責任開始期以降に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として事故の日から180日以内に5日以上入院したとき (入院日数120日限度)
1口	100万円	200万円	200万円	10～70万円	1,500円
2口	200万円	400万円	400万円	20～140万円	3,000円
3口	300万円	600万円	600万円	30～210万円	4,500円
4口	400万円	800万円	800万円	40～280万円	6,000円
5口	500万円	1,000万円	1,000万円	50～350万円	7,500円
6口	600万円	1,200万円	1,200万円	60～420万円	9,000円
7口	700万円	1,400万円	1,400万円	70～490万円	10,500円
8口	800万円	1,600万円	1,600万円	80～560万円	12,000円
9口	900万円	1,800万円	1,800万円	90～630万円	13,500円
10口	1,000万円	2,000万円	2,000万円	100～700万円	15,000円
11口	1,100万円	2,100万円	2,100万円	100～700万円	15,000円
12口	1,200万円	2,200万円	2,200万円	100～700万円	15,000円
13口	1,300万円	2,300万円	2,300万円	100～700万円	15,000円
14口	1,400万円	2,400万円	2,400万円	100～700万円	15,000円
15口	1,500万円	2,500万円	2,500万円	100～700万円	15,000円
20口	2,000万円	3,000万円	3,000万円	100～700万円	15,000円

●15歳～60歳： 1口～15口、20口 加入口数は1人につき20口が限度です。

●61歳～65歳： 1口～8口 加入口数は1人につき8口が限度です。

●66歳～70歳： 1口～8口(継続加入の方のみ)

(注1) 60歳まで9口以上既加入の方については、61歳の更新日に最高加入口数8口に自動減額させていただき、更新時70歳以下まで継続加入できます。

(注2) 66歳以上の方の新規加入および増口はお取り扱いしておりません。

2018年6月1日からはんなり共済にご加入の事業所を対象とした「京都商工会議所独自見舞金」制度がスタートいたします。当見舞金制度は生命保険制度ではなく、また、掛金も徴収いたしません。

京都商工会議所独自の見舞金


「京商はんなり共済®」に独自の見舞金制度が新設され安心が更にアップしました

※ 病気による入院、不慮の事故により通院された場合、当所独自の見舞金を支給します。
(当所独自の制度であり生命保険ではありません。)

病気入院見舞金
疾病で5日以上入院されたとき



事故通院見舞金
不慮の事故で5日以上通院されたとき



※見舞金制度は商工会議所独自の制度であり、生命保険制度ではありません。

見舞金金額について

	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	11口	11口	12口	13口	14口	15口	20口
疾病入院 (※1)	15,000 円	16,000 円	17,000 円	18,000 円	19,000 円	20,000 円	21,000 円	22,000 円	23,000 円	25,000 円	27,000 円	29,000 円	31,000 円	33,000 円	35,000 円	45,000 円
事故通院 (※2)	5,000 円	6,000 円	7,000 円	8,000 円	9,000 円	10,000 円	11,000 円	12,000 円	13,000 円	15,000 円	17,000 円	19,000 円	21,000 円	23,000 円	25,000 円	35,000 円

(※1) 疾病で5日以上入院されたとき <病院入院見舞金>

(※2) 不慮の事故で5日以上通院されたとき <事故通院見舞金>

- (1) 見舞金は、京都商工会議所独自の見舞金制度による保障で、加入6ヶ月以上の継続加入者を対象とします。
(生命保険ではありません。)
- (2) 病気入院見舞金は、人間ドックや検査入院以外の病気の治療を目的とする入院を5日以上されたときにお支払いします。
- (3) 事故通院見舞金は、不慮の事故により5日以上通院したときにお支払いします。なお、同一の事故で「災害保障特約」の障害給付金・入院給付金を給付した場合は、お支払いしません。
- (4) 病気入院見舞金、事故通院見舞金は、保険期間中(6月1日~翌年5月31日)それぞれ1回のみでの給付となります。
- (5) 病気入院見舞金、事故通院見舞金の給付額は支払事由の発生した日の主契約の口数を基準とします。また支払い事由の発生した日から180日以内に請求のない場合は原則として給付いたしません。
- (6) 死亡保険金請求とあわせて、病気入院見舞金を請求するときは同時に請求書を提出してください。
- (7) 病気入院見舞金・事故通院見舞金については、同一原因によるものとする。また、医療機関とは、医療法で定められた医療提供施設(病院・診療所)とする。

月額掛金（概算）

（単位：円、上段：男性／下段：女性）

口数	15～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳 (更新のみ)
1口	298	324	367	438	545	697	959	1,324
	249	290	313	365	427	491	590	730
2口	596	648	734	876	1,090	1,394	1,918	2,648
	498	580	626	730	854	982	1,180	1,460
3口	894	972	1,101	1,314	1,635	2,091	2,877	3,972
	747	870	939	1,095	1,281	1,473	1,770	2,190
4口	1,192	1,296	1,468	1,752	2,180	2,788	3,836	5,296
	996	1,160	1,252	1,460	1,708	1,964	2,360	2,920
5口	1,490	1,620	1,835	2,190	2,725	3,485	4,795	6,620
	1,245	1,450	1,565	1,825	2,135	2,455	2,950	3,650
6口	1,788	1,944	2,202	2,628	3,270	4,182	5,754	7,944
	1,494	1,740	1,878	2,190	2,562	2,946	3,540	4,380
7口	2,086	2,268	2,569	3,066	3,185	4,879	6,713	9,268
	1,743	2,030	2,191	2,555	2,989	3,437	4,130	5,110
8口	2,384	2,592	2,936	3,504	4,360	5,576	7,672	10,592
	1,992	2,320	2,504	2,920	3,416	3,928	4,720	5,840
9口	2,682	2,916	3,303	3,942	4,905	6,273		
	2,241	2,610	2,817	3,285	3,843	4,419		
10口	2,980	3,240	3,670	4,380	5,450	6,970		
	2,490	2,900	3,130	3,650	4,270	4,910		
11口	3,124	3,410	3,883	4,664	5,841	7,513		
	2,600	3,051	3,304	3,876	4,558	5,262		
12口	3,268	3,580	4,906	4,948	6,232	8,056		
	2,710	3,202	3,478	4,102	4,846	5,614		
15口	3,700	4,090	4,735	5,800	7,405	9,685		
	3,040	3,655	4,000	4,780	5,710	6,670		
20口	4,420	4,940	5,800	7,220	9,360	12,400		
	3,590	4,110	4,870	5,910	7,150	8,430		

（上表の掛金には1口につき49円の運営費が含まれています。）

■ 1口あたりの掛金額

口数	15～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳
10口目まで	298	324	367	438	545	697	959
	249	290	313	365	427	491	590
11口目以降	144	170	213	284	391	543	—
	110	151	174	226	288	352	—

※ 11口目以降の掛金は、（1口の掛金）×口数にはなりません。

（例）15口の掛金＝（10口の掛金）＋（上表の11口目以降の掛金×5）

京都商工会議所 共済制度事務室

〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル TEL 075-212-6417 / FAX 075-241-2028